

精神保健福祉士養成の現状と課題

吉 田 修 大 今 井 博 康 高 志 博 明 橋 本 菊 次 郎

北翔大学『人間福祉研究』 第14号 2011年

精神保健福祉士養成の現状と課題

吉田 修大* 今井 博康** 高志 博明*** 橋本 菊次郎***

1. はじめに

1997年、精神保健福祉士法が成立した。精神保健福祉士は、精神に障害のある方への相談援助を専門と社会福祉専門職である。その役割は「精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を用いている者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと」（精神保健福祉士法第2条）とされている。この10余年のうちにわが国の精神障害者を取り巻く状況は大きな変化を見せつつあり、また司法・教育・産業等の近接領域へのメンタルヘルスの諸問題への関与も要請されるようになってきた。

これらを踏まえて、2010年、精神保健福祉士法は改正され、2012年度から精神保健福祉士養成の教育カリキュラム変更が予定されている。新カリキュラムのねらいは、実践力の高い精神保健福祉士の養成に重点が置かれている。

精神保健福祉士は社会福祉学を基盤に置く社会福祉専門職として養成されており、今日、

大学、専門学校等の養成施設など、多様な養成ルートが存在している。いかなるルートで養成教育を受けたとしても国家試験に合格し厚生労働省名簿に登録しなければ、その名称を用いることはできない。但し、国家試験というハードルのクリアは、精神保健福祉士に求められる専門的知識、技術、価値・倫理の最低ラインを国が担保しているということであって、国家試験の合格は精神保健福祉士として活動するスタートラインに立ったことを意味するに過ぎない。

しかしながら近年の受験者傾向をみると、すでに社会福祉士資格取得者であって、通信教育等によって精神保健福祉士受験資格を取得する者、四年制大学を卒業後、短期養成施設を利用して受験資格を取得する者の比率が高くなってきており、社会福祉専門職としてのアイデンティティの拡散が危惧されるところである。

本稿ではカリキュラム改正に入る直前のこの時期に、精神保健福祉士の資格取得を目指す学生（大学生だけではなく社会人なども含む）への養成教育の現状と課題を整理し、新カリキュラム導入以降の養成のあり方について検討を加えることを目的とした。

*北翔大学人間福祉学部地域福祉学科

**北翔大学人間福祉学部医療福祉学科

***就労支援センター Om-net

キーワード：精神保健福祉士、大学、養成施設、社会福祉専門職、ソーシャルワーク

2. 方 法

精神保健福祉士が国家資格化される以前の諸活動、国家資格化後の養成に関する先行研究を中心に文献レビューを行う。また、養成課程や関連性の高い社会福祉士も含めた社会福祉専門職養成における現状と課題を整理したい。

3. 精神保健福祉士法の成立過程

我が国に精神科ソーシャルワーカーが初めて誕生したのは、1948（昭和23）年のことである。国立国府台病院において「社会事業婦」との名称で配置された。1971（昭和46）年には、「社会福祉士法制定案」が議論となった。その当時の社会福祉士に関する考え方は、社会福祉主事の養成がいわゆる三科目主事と呼ばれる問題を前提として大きく2点指摘されている¹。

①社会福祉施設整備計画（社会福祉施設整備緊急五ヵ年計画）

②急増する社会福祉施設で働く専門的マンパワー不足が危惧される

以上の観点から「社会福祉士法制定試案」は、社会福祉主事とは異なる新たな社会福祉専門職資格を制定しようとする動きが起こったが、成立には至らなかった。なぜ「社会福祉士法制定試案」は成立しなかったのだろうか。この制定試案で社会福祉士は、ほとんどすべての業種（医療、学校、司法ソーシャルワーカーなど）を包含する資格法と考えていたのである。教員資格と同様、都道府県知事による資格であったことも問題だった。さらにこの制定試案の問題点は社会福祉士をランク分け（一種、二種）して、学歴によって差

をつけることの矛盾を問題点とした

いることであった。当時の精神科ソーシャルワーカーたちの職務上の立場や身分は極めて不安定であった。1964（昭和39）年に設立された「日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会（現：日本精神保健福祉士協会）」は、この試案内容はステイタスを示す目的のものであり、待遇改善や質の担保といった実質的な事柄に反映していないと結論づけた。

また当時は、精神障害者に対して入院優先施策が取られ、法制度的にも障害者とはいうものの、傷病者としての対策が中心であったことから、厚生省担当部局は異なっており、また社会福祉専門職が国家資格化に向けて協働した記述もほとんど見られない。

このような背景から「社会福祉士及び介護福祉士法」が再浮上したとき、医療ソーシャルワーカー及び精神科ソーシャルワーカーは傷病者を対象としているとの理由から、検討の素材としては上がらず、1987（昭和63）年に成立した同法に包含されなかった。

その後厚生省から「医療福祉士法案」が両者に提案されたが、その内容では医療において社会福祉の専門性が発揮できないとの主張から検討の俎上途中で立ち消えとなった。

わが国の精神保健福祉領域におけるもっとも大きな課題は、超長期入院者の存在であった。彼らは「社会的入院者」と呼ばれ、その地域生活条件が急務とされてきていた。その一翼を担うマンパワーとして精神保健福祉士の国家資格化が取り上げられるようになる。

1993（平成5）年には精神保健法の改正にあたって、「精神科ソーシャルワーカーの国家資格制度の創設について検討すること」が衆参両院において付帯決議とされた。また、

1994（平成6）年、健康保健法の改正に際し、「精神科ソーシャルワーカー等の資格制度について早急に検討すること」とする付帯決議が参議院において行われている。

1997（平成9）年9月、精神保健福祉士法は国会で可決成立した。精神保健福祉士法は、同年12月19日に公布され、1998（平成10）年4月1日から施行された。社会福祉士国家資格とは異なる独自の精神保健福祉士法が成立し、精神障害者の社会復帰援助を行う社会福祉専門職として精神保健福祉士が誕生した。

4. 精神保健福祉士養成の課題

(1) カリキュラムの視点から

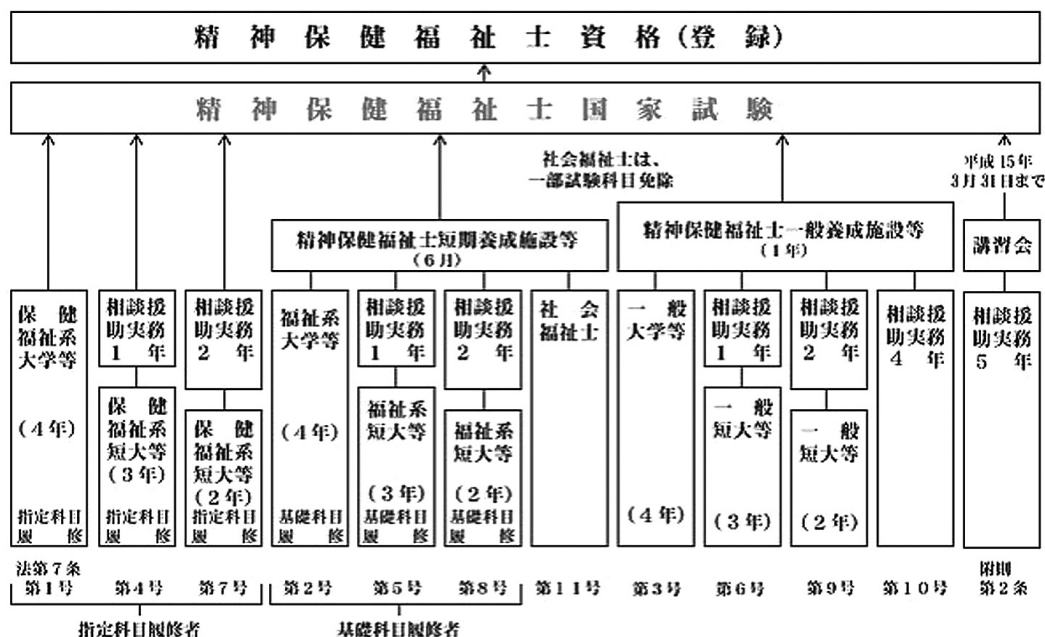
①精神保健福祉士の養成ルート

精神保健福祉士の養成ルートを図1に示した。精神保健福祉士受験資格を取得するため

には、保健福祉系大学・短大等と精神保健福祉士一般養成施設・短期養成施設（専門学校等）のルートが存在する。なお、資格制度創設に伴い精神保健福祉士に限っては、現任者に対して社会福祉士とは異なり受験資格取得に関して経過措置を講じている。その措置とは、平成15年3月31日までに実務経験が5年以上ある者は、所定の精神保健福祉士現任者講習会を受講すれば、国家試験の受験資格を付与するというものである。また、社会福祉士有資格者が精神保健福祉士を目指す場合は、精神保健福祉士の養成及び国家試験において社会福祉士との共通科目の履修及び受験が免除される。

②精神保健福祉士の養成科目

現在、精神保健福祉士養成カリキュラムは



出典：社会福祉振興・試験センターホームページ

図1 精神保健福祉士国家資格取得ルート図

社会福祉士養成カリキュラムと共通科目、専門科目、演習・実習科目に分かれている。共通科目は、「人体の構造と機能及び疾病」「心理学理論と心理的支援」「社会理論と社会システム」「現代社会と福祉」「地域福祉の理論と方法」「福祉行財政と福祉計画」「社会保障」「低所得者に対する支援と生活保護制度」「保健医療サービス」「権利擁護と成年後見制度」「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」である。専門科目は「精神医学」「精神保健学」「精神保健福祉援助技術総論」「精神科リハビリテーション」「精神保健福祉論」「精神保健福祉援助技術各論」である。演習・実習科目は「精神保健福祉援助演習」「精神保健福祉援助実習」「精神保健福祉援助実習指導」である。

③新カリキュラムの主な変更点

2012（平成24）年度から変更が予定されている精神保健福祉士養成カリキュラムについて概観したい。社会福祉士の養成カリキュラムに変更に伴い、既に2009（平成21）年度から共通科目群は社会福祉士の新カリキュラムへと変更になっている。ここでは精神保健福祉士養成の専門科目と演習・実習科目を中心に整理を試みる。

専門科目では精神医学は「精神疾患とその治療」、精神保健学は「精神保健の課題と支援」、精神保健福祉援助技術総論は「精神保健福祉相談援助の基盤Ⅰ・Ⅱ」へと名称を変更する。精神科リハビリテーション学を廃止し、精神保健福祉論と精神保健福祉援助技術各論の再編を行い、新たに「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」「精神保健福祉に関する制度とサービス」「精神障害者の生活支

援システム」を設けた。

演習・実習科目では、特に実習時間とその内容が大きな変更点となっている。実習では時間数が180時間から210時間へと拡充された。さらに、精神科病院等の医療機関における実習を必須として、90時間以上行うことを基本とすることとした。社会福祉士養成と同様に実習・演習担当教員の要件と教員数、週1回以上の巡回指導、実習指導者の資格要件として実務経験3年以上、及び実習指導者講習会の課程を修了するなどの変更が予定されている。

④新カリキュラムで求められる内容

次に新カリキュラムから今後の精神保健福祉士に求められる役割について概観したい。新カリキュラムの主たる改正目的は、実践力の高い精神保健福祉士を養成することである。2010年3月、『精神保健福祉士養成における教育内容等の見直しについて』では、精神保健福祉士制度施行から現在に至るまでの間に「入院医療中心から地域生活中心へ」という施策の転換や障害者自立支援法の施行など、精神保健福祉士を取り巻く環境は大きく変化していることを踏まえて、今後の精神保健福祉士に求められる役割として、以下の4点を指摘している。

- ・医療機関等におけるチームの一員として、治療中の精神障害者に対する相談援助を行う役割
- ・長期在院患者を中心とした精神障害者の地域移行を支援する役割
- ・精神障害者が地域で安心して暮らせるよう相談に応じ、必要なサービスの利用を支援するなど地域生活の維持・継続を支

援し、生活の質を高める役割

- ・ 関連分野における精神保健福祉士の多様化する課題に対し、相談援助を行う役割についても求められつつある。

また、これらの役割を担うために精神保健福祉士の養成課程では、精神障害者の人権を尊重し、利用者の立場になって役割を適切に果たすことができるような知識及び技術を身に付けられるようにすることが求められるとしている。精神保健福祉士に具体的に求められる知識及び技術は、以下の7点である。

- ・ 医療機関等における専門治療の特徴を踏まえ、関係職種と連携・協働する専門的知識及び技術
- ・ 地域移行の重要性、地域移行を促進するための家族調整や住居確保など地域移行に関わる専門的知識及び技術
- ・ 包括的な相談援助を行うための地域における医療・福祉サービスの利用調整
- ・ 就職に向けた相談・求職活動等に関する専門的知識及び技術
- ・ ケアマネジメント、コンサルテーション、チームアプローチ、ネットワーキング等の関連援助技術
- ・ 行政、労働、司法、教育分野での精神保健に関する相談援助活動
- ・ 各々の疾患及びライフサイクルに伴う生活上の課題

新カリキュラムにおけるこれらの指摘内容は、大学及び一般養成施設に対して基礎的な知識の教育と実践的な技術を教育することを求めている。また、生涯研修の観点からスーパービジョンの意義及び目的をより重視した

教育を行うとともに、養成課程と卒業研修を有機的に結びつけたスーパービジョン体制を構築することも重要であるとする。さらに、実習教育に関しては、精神科病院等の医療機関における実習を必須とし、十分に学習できるよう90時間以上行うことを基本とした。なお、社会福祉士の「相談援助実習」を履修している学生については60時間を上限として、精神科病院等の医療機関以外の実習を免除可能とすることとした。現行の実習に関する規定では、機能の異なる2以上の実習施設で実習するのが望ましいとされている。しかし、新カリキュラムでは精神科病院等の医療機関と障害福祉サービス事業を行う施設その他の実習施設等とで実施するなど、機能の異なる2以上の実習施設で実施することが義務化された。

(2) 一般養成施設(主に通信課程)の視点から

精神保健福祉士養成は、社会福祉士養成に類似した養成ルートを有している。一般養成施設における社会福祉士養成は、2000年頃から議論されるようになっていた。2002年度全国社会福祉教育セミナーの第12分科会において、日本社会事業学校の専任教員の澤（当時）が「社会福祉士一般養成施設の現状と課題」をテーマに提示した資料及び報告内容から整理したい²。

社会福祉士一般養成施設（通信課程）全体の入学定員、志願者数、競争倍率、養成施設数は、表2に示した。入学志願者の競争倍率は、1998（平成10）年度の4.34倍をピークに減少している。一方、社会福祉士一般養成施設数は、平成10年の10施設から平成14年には26施設となり、この4年間の間に2.6倍になっ

表2 社会福祉士一般養成施設（通信課程）の競争倍率と養成施設数

	入学定員	志願者数	競争倍率	養成施設数
昭和63	0	0	0	0
平成元	735	2953	4.02	3
平成2	735	2317	3.15	3
平成3	735	1982	2.70	3
平成4	735	2157	2.93	3
平成5	1035	2390	2.31	4
平成6	1335	3520	2.64	6
平成7	1555	3954	2.54	8
平成8	1555	4705	3.03	8
平成9	1555	5821	3.74	8
平成10	2005	8703	4.34	10
平成11	2990	10483	3.51	12
平成12	4540	11684	2.57	18
平成13	5920	9805	1.66	23

出典：日本社会福祉士養成施設協議会（旧養施協）

た。社会福祉士一般養成施設全体の入学者定員は、平成10年度の2005名から平成14年には6540名となり3倍以上も増加した。全体を通して社会福祉士一般養成施設の通信課程は平成10年をピークに競争倍率が減少し、志願者数も平成12年度をピークに激減している。

一般養成施設（通信課程）における社会福祉士養成では社会福祉系大学既卒者や現任者に対し国家試験受験資格取得のための講習会などの経過措置が行われなかった。したがって、2000年頃まで社会福祉士一般養成施設（通信課程）は、現任者への国家試験受験資格付与が主たる養成目的であった。また、その当時は社会福祉士国家試験よりも一般養成施設に入学することが難しいと言われる時代であった。しかしながら、社会福祉士一般養成施設（通信課程）の役割は、現任者への国家試験受験資格付与から多様な教育背景を有する一般の社会人へと養成の対象が変化していくこととなった。

精神保健福祉士においては現任者に対して経過措置が講じられたため、一般養成施設（通信課程）の役割や意義は異なっていると考えられる。精神保健福祉士の場合、一般養成施設（通信課程）は養成教育開始時からある程度多様な教育背景を有する学生が入学し、精神保健福祉士を養成してきたと推測される。

精神保健福祉士の場合、短期養成施設への入学者は社会福祉士有資格者である。したがって、社会福祉学に依拠した社会福祉士養成を修了した学生が入学していることになる。それ故、社会福祉士一般養成施設（通信課程）が抱える多様な教育背景を有する学生への養成課題とは異なる点であると指摘できよう。しかし、精神保健福祉士一般養成施設（通信課程）では短期養成施設とは異なり、社会福祉士養成を修了した学生が入学するとは考えにくい。したがって、社会福祉士一般養成施設（通信課程）と同様に精神保健福祉士一般養成施設（通信課程）においても、社会福祉

士一般養成施設（通信課程）が2000年頃から増加している多様な教育背景を有する学生が入学していると思われる。

近年、精神保健福祉士及び社会福祉士一般養成施設は主たる目的であった現任者に対する救済措置機関としての社会福祉専門職養成の役割が終了しつつある。精神保健福祉士及び社会福祉士一般養成施設は1～2年という非常に限られた短い期間で多様な教育背景を有する一般の入学者に対し、社会福祉専門職としての精神保健福祉士及び社会福祉士養成を行う教育機関となりつつある。

(3) 演習・実習科目の視点から

吉田が2002（平成14）年に実施した全国の社会福祉士一般養成施設（通信課程）の専任教員を対象に実施した調査では、養成施設が抱える実習課題は、「実習を必要とする受講生の増加」と「実習生の希望に添った実習施設の確保」であり、8校が課題として挙げていた³。また、「事前、事後の実習指導が不十分である」と感じていることもわかった。

新カリキュラムでは精神保健福祉士においても社会福祉士と同様に実習指導者の要件と精神科病院での実習が課せられている。新カリキュラムの実施に伴い、大学及び一般養成施設によっては実習病院・施設の確保が最重要課題となる可能性がある。

演習・実習教育は社会福祉専門職に必要な知識、技術の駆使だけではなく、それらが専門的価値・倫理に裏打ちされていることも要求される。また、講義形式と異なり学生の自主性と積極的に基づく教育形態へと変化する。特に学生のコミュニケーション能力や社会人としてのルール・マナー、対応能力の欠如が

指摘されている現在、演習及び実習教育の展開はより一層高いハードルとなる。対人援助職はより一層の高いコミュニケーション能力や社会人としての節度ある行為が求められるからである。

これら社会福祉専門職に求められる能力を社会福祉専門職養成科目の履修や演習で獲得するのは非常に困難であるといえよう。青木は主に社会人を対象に精神保健福祉士を養成する大学や専門学校等で、社会人学生が社会経験を生かして精神保健福祉士を目指してもらうことを後押しする『社会人のための精神保健福祉士』という書籍を出版している⁴。ある意味では社会福祉専門職を目指す者にとって社会経験は、より良い支援を提供するためには必要であるかもしれない。しかし、社会経験やコミュニケーション能力は、個々人の人生経験やパーソナリティに大きく左右されやすい一面も併せ持つ。これらの能力は学生が社会福祉専門職養成教育だけで獲得することが困難であるといわざるを得ない。

とりわけ社会福祉専門職養成の演習・実習教育における知識・技術面では、養成科目の配当年次、演習教育と実習教育の関連性についても整理する必要がある。また、社会福祉専門職養成の演習・実習教育における価値・倫理では、教員や実習指導者のスーパービジョンが不可欠である。本来的に社会経験やコミュニケーション能力は単に学生の自助努力に委ねるものではない。社会福祉専門職を目指す学生にとって経験し獲得して欲しい社会経験やコミュニケーション能力とは、どのようなものであるか整理する必要がある。そのうえで社会福祉専門職養成に求められる能力を身に付けるためには、初年次教育、社会福祉

導入教育において獲得できるような専門職養成教育と学士力も包摂した教育プログラムの構築が求められる。

5. まとめと考察

(1) 養成ルート の観点から

日本精神医学ソーシャル・ワーカー協会（現、日本精神保健福祉士協会）は1964年の創設以降、「四年制大学で社会福祉の課程を修め、現に、精神医学ソーシャルワークの業務をしている者」という入会基準を規定していた。しかし、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成ルートでは、多様な教育背景を有する学生が一般養成施設を修了した者にも受験資格が付与される。この点について柴は、「本来、精神保健福祉士は、社会福祉の視点を持ち、人と状況の全体関連性の観点から精神障害者を理解し、精神障害者の生活上の問題を解決していくことが求められる」と指摘している⁵。

また、日本精神医学ソーシャルワーカー協会が資格制度化に対して、「社会福祉学が基本にあること」「受験資格は福祉系四年生大学卒であること」を要望した。しかしながら、現任者の国家試験受験資格要件に学問的基盤について規定されなかったため、「相談援助業務」の経験のある看護師、心理士、保健師など、多様な学問的基盤を持つ職種が精神保健福祉士の資格を取得できることとなった。さらに、柴はこのような現状を踏まえ現任者の研修制度に関する課題として「今後は、現任者に対する社会福祉専門職の専門性を向上させる継続的な研修が必要である」と指摘している⁶。

福祉系人材養成校の全国的な特徴として京

須は、「精神保健福祉士の養成課程をもつ大学のほとんどが社会福祉士の養成課程を併せ持っており、精神保健福祉士のみ養成課程しか持たない大学は117校のうち、わずか2校であった」と指摘している⁷。また、福祉系人材の養成校の拡充は、国は幅広い機関に門戸を開いた。福祉系人材の養成校は私学中心であり、看護とは異なり地域バランスが崩れて都市部に集中している。さらに京須は、このような状況を踏まえ「大学では社会福祉士を中心に養成が行われ、それにプラスαの形で他の福祉系人材の養成が行われていると考えることができる」としている⁸。

また、社会福祉専門職養成を担う大学及び一般養成施設は、社会へ輩出する人材の質を保証することが求められる。とりわけ実習に関して精神保健福祉士及び社会福祉士養成の新カリキュラムでは、養成する教員要件だけでは実習施設・機関の実習指導者との連携が求められている。さらに社会福祉専門職養成は資格取得後、生涯研修や自己研鑽も含めた卒後及び資格取得後の教育システムづくりも重要となる。

また、各大学及び一般養成施設はどのように社会福祉専門職養成を行っていくのか明確にしておく必要がある。このような現状を踏まえると精神保健福祉士養成は、多様な教育背景を有する学生への社会福祉学の視点の理解、大学等においては社会福祉士養成と精神保健福祉士養成の関連及び連携等も含めて体系化する必要があるといえよう。

社会福祉士一般養成施設（通信課程）における社会福祉士養成の課題に関する調査研究では、「合格のみを目指している養成施設が多すぎる」「社会福祉を上質な世界に導くた

めに福祉の世界に入り込もうとするスクリーニングの要素がほしい」「face to face でなければ、社会福祉教育は難しい」「社会におけるソーシャルワーカーの役割を考えれば、こうした養成のシステムでいいものかしばしは疑問に思う」「社会福祉人材養成の立場からすると現場経験者以外の一般者の養成については、厳しい状況にあると思われる」など、かなり辛辣な意見が出された⁹。社会福祉専門職養成において大学及び一般養成施設ともに就学期間（機関）、社会福祉専門職養成教育の形態をどのように整理していくことが望ましいのか今まさに検討時期にあると思われる。

6. 精神保健福祉士養成の課題

大学及び一般養成施設において、新カリキュラムが求める実践力の高い社会福祉専門職としての精神保健福祉士の養成は果たして可能であるのだろうか。学生に社会福祉専門職として必要不可欠な専門的知識、技術、価値・倫理を習得させ、実践力の高い専門職として社会に輩出することは可能であるのだろうか。この問いに対して、①新カリキュラムの科目上の問題、②専門職養成教育の考え方、という点から考察したい。

(1) 新カリキュラム上の課題

精神保健福祉士養成の中核科目である精神保健福祉論は、「価値・倫理」及び「精神障害者処遇の歴史」「人権擁護」「実践におけるジレンマ」等を扱ってきたが、新カリキュラムの登場によって本科目名は消去された。また、近接領域である「精神科リハビリテーション」は必ずしも社会福祉学を基礎とするもの

ではない。しかし精神保健福祉論・精神保健福祉援助技術論・リハビリテーションは一度ミックスされ、「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」「精神保健福祉に関する制度とサービス」「精神障害者の生活支援システム」という新たな科目名称へと変化した。

ここには2つの問題がある。精神保健福祉専門職に必要な「価値・倫理」は当然のことながら座学のみでは獲得しえないことは先にふれた。しかし獲得へのプロセスとしては、座学と演習・実習とを関連付けながら学習することは不可欠である。先人の主張や過去の事例を読み解き、人が生まれながらにして誰からも脅かされることのない権利を有していることの認識は、社会福祉専門職の中心的な見方である。再編の対象科目とすべきだったのであろうか。

さらには、精神保健福祉士が培ってきた援助技術と他領域からの見識を取り入れて構築されてきた「精神保健福祉援助技術」と、他領域学問である精神科リハビリテーションとを統合する発想は、筆者らの理解を超えている。若手現任者の中には、SST（社会生活技能訓練；Social Skill's Training）や家族心理教育、ケアマネジメントが精神保健福祉士の援助技術であるとの誤解が少なくない。クライアントを評価対象としてのみ見なす危惧を孕んでいる。

この2点は、社会福祉専門職の「価値・倫理」の重要性を弱め、「技術偏重」への加速となるばかりでなく、同一の学問基盤を持つとしてきた社会福祉士との関係性において、精神保健福祉士のスペシフィックの側面がさらに強調される結果を生じさせかねない。

(2) 専門職養成教育の考え方

杉野は大学における社会福祉専門教育におけるいくつかの議論を検討し、「大学で行える『専門職教育』とは『専門職としての専門的教育』ではなく、『将来専門職になるための一般的・基礎的教育』である」と論じている¹⁰。また、米本は、「専門的実践家養成は、まさに実践的職業としてある一定水準の遂行能力をもった職業人を産出することを期待される。他方、その養成段階で産出された実践能力はその時点で完結するのではなく、実践現場における更なる教育、訓練に連絡するなかで伸長するといえる」と述べている¹¹。社会福祉士養成について堀越は、「大学学部レベル4年間のカリキュラムに社会福祉士受験資格取得のために必要科目を加えようとするれば、社会福祉の価値や視点について思索を深めること、実践に必要なソーシャルワーク援助の方法や技能を身につけることなど、従前の教育カリキュラムで不十分だった事柄は、ますます脇に追いやられる」と述べている¹²。さらに堀越は、「2年制や3年制の課程、あるいは通信教育課程で達成するなどまったく無理と言わざるをえない。しかし、ひとたび国家試験に合格してしまえば社会福祉士=社会福祉専門職として資格を得ることができてしまう」と危惧している¹³。

杉野、米本、堀越の指摘は、精神保健福祉士及び社会福祉士という社会福祉専門職国家資格を取得しても専門職としては不十分であり、資格取得後の研修、教育・訓練システムの構築が重要であることを示唆している。したがって、社会福祉専門職養成課程終了後ないし資格取得後の教育のあり方は大きな課題である。

そもそもの職業においても、専門職養成は「養成機関」での「養成期間」で完結することはありえない。資格取得後、卒後教育、生涯研修などの連続した研修制度に加えて、スーパービジョン体制の構築が急務である。新カリキュラムで求められる「実践力の高い社会福祉専門職」を養成するためには、大学及び一般養成施設が職能団体などと連携を図りながら継続して後進を育成していくことが不可欠と思われる。

精神保健福祉士は保健・医療の専門職種によって占められる場において、個人の尊厳、社会的復権、権利擁護といった社会福祉学を基盤とする実践を積み重ねてきた。精神保健福祉士の実践はクライアント固有の人生を尊重し、生活のしづらさをクライアントと共に解決していくことに他ならない。精神保健福祉士においても他の専門職と同様に資格取得後の専門職養成を主眼に置いた研修などのシステムを整理することができるかが火急の課題として問われている。

7. おわりに

本稿で取り上げた現状と課題を明確するためには、今後の課題として精神保健福祉士養成を担う教員、実習指導者、資格取得後の精神保健福祉士への調査を行う必要があろう。さらに養成期間（機関）、卒後教育およびスーパービジョンのあり方を整理したうえで、在学中に行われる精神保健福祉士養成のあり方、どのような卒後教育、生涯研修システムなどの整備が望まれるのか検討したい。

付 記

本研究は、平成22年度私立大学等経常費補

助地域共同研究北方圏学術情報センター研究費の助成を受けて実施した。

参考文献

1. 原田奈津子他 (2010) : 「福祉分野における現場実習に関する現状と課題 - 実習生、養成校、及び実習先 (施設・機関) の実習担当職員、利用者間での連携 - 」 『長崎国際大学論叢』 第10巻、187 - 196
2. 橋本紘市編著 (2009) : 『専門職養成の日本の構造』、玉川大学出版部
3. 井上牧子 (2010) : 「初任者精神保健福祉士の実践課題と卒後教育のニーズを探る - スーパービジョンの定着を視野に入れながら - 」 『目白大学 総合科学研究』 6号、95 - 106
4. 岩永直美他 (2005) : 「精神保健福祉士の新人教育の現状と大学の役割 - 久留米大学文学部社会福祉学科 PSW コース第1回卒業生へのアンケート調査結果より - 」 『久留米大学文学部紀要社会福祉学科編』 第5号、69 - 77
5. 金子努・辻井誠人編著 : 『精神保健福祉士への道 - 人権と社会正義の確立を目指して - 』、久美株式会社
6. 加登田恵子 (2010) : 「<重層的な学生支援教育>による福祉人材育成 ~ 特色ある大学教育支援プログラム実践報告 ~ 」 『山口県立大学学術情報』 第3号 (社会福祉学部紀要)、82 - 95
7. 小柴順子 (2000) : 「精神保健福祉士に期待するもの」 『川崎医療福祉学会誌』 Vol.10、No.1、9 - 15
8. 京須希実子 (2006) : 「福祉系専門職団体の組織変容過程 - ソーシャルワーカー団

体に着目して - 」 『東北大学大学院教育学研究科研究年報』、225-249

9. 嶋村美由紀 (2008) : 「精神科ソーシャルワーク教育とスーパービジョンの導入」 『西南女学院大学紀要』 Vol.12、65 - 70
10. 眞保智子 (2002) : 「A病院における精神科看護職の能力開発 - 国家資格「精神保健福祉士」取得を通して - 」 『高崎健康福祉大学紀要』 第1号、59 - 83
11. 田村綾子・今井博康ほか (2010) : 平成21年度障害者保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト) 「精神保健福祉士養成カリキュラム改正に伴う実習指導者及び実習担当教員養成研修のプログラム開発事業報告書」

註・引用文献

- ¹ 京極高宣 (1998) : 『[新版] 日本の福祉士制度 - 日本ソーシャルワーク史序説 - 』、中央法規出版、25
- ² 澤伊三男 (2002) : 2002年度全国社会福祉教育セミナー第12分科会「社会福祉士一般養成施設の現状と課題」報告資料
- ³ 吉田修大 (2002) : 「社会福祉士一般養成施設 (通信課程) の現状と課題」 『北星学園大学大学院社会福祉学研究所 北星学園大学大学院論集』 第7号、1-22
- ⁴ 前掲3
- ⁵ 青木聖久 (2007) : 『社会人のための精神保健福祉士 (PSW) 』、学文社
- ⁶ 栄セツコ (2003) : 「精神保健福祉士の専門性とその専門職のあり方」 『桃山学院大学社会学論集』 第36巻第2号、118 - 119
- ⁷ 京須希実子 (2008) : 「高等教育機関と人材確保政策のリングージ - 福祉系人材に着目

して-」『東北大学高等教育開発推進センター
紀要』第3号、21-32

⁸前掲7

⁹前掲3

¹⁰杉野昭博（2001）：「大学における福祉専門
職教育：迷走する資格制度と養成課程」『関
西大学社会学部紀要』32巻3号

¹¹米本秀仁（1997）：「社会福祉専門教育の課
題 - 教育現場と福祉現場の連携-」、『社会
福祉研究』第69号、鉄道弘済会、65-70

¹²堀越由紀子（2000）：「資格取得後ないし現
任者となってからの継続研修 - その意義と
今日的動向-」、『社会福祉研究』第77号、鉄
道弘済会、36-43

¹³前掲12